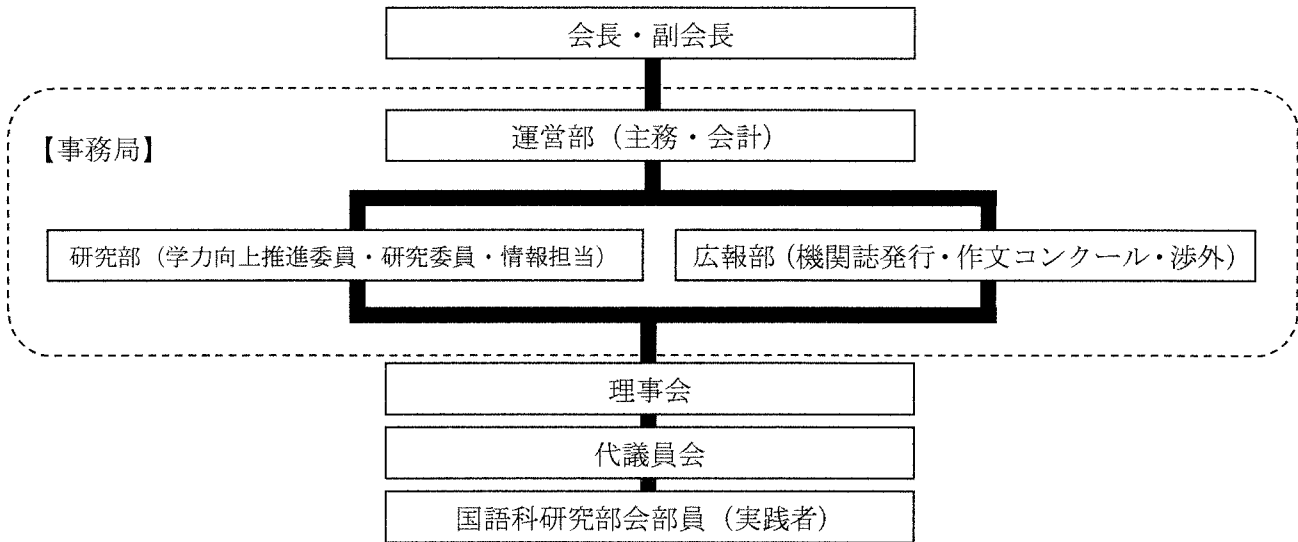


小学校国語科研究部会 運営組織について

1 運営組織図



2 運営組織の役割

運営部 ・主務は、小国研の事務的な運営を行う。

(理事会・代議員会の準備、協議会等日程調整、御指導依頼 県大会での提案者、外部講師の選定及び依頼 等)

- ・会計は、小国研の運営、出張旅費、機関誌発行等に関わる会計を担当する。
- ・補佐は、理事会の運営や派遣申請などの手続きに関わる作業を担当する。

研究部…県の動向を踏まえた国語の研究・実践の方向を協議、提案する。

- ・主務者は研究部を兼ねてもよい。
- ・提案者及び推薦者（校）の提案に関して、把握し方向を定めていく。
(ただし、推薦者・推薦校の提案は県大会のみ行う。)
- ・研究協議会、実践提案の司会
- ・ホームページの管理、運営（情報担当）
- ・研究部の実践提案をホームページに掲載していく。

広報部 ・広報部長は、機関誌刊行及び作文コンクールの運営を行う。

- ・機関誌刊行担当は、「岐阜国語研究」の原稿依頼、編集、印刷を担当する。協議会の際に、執筆依頼を行う。
- ・作文コンクール担当は、作文コンクールの広報、作品管理、審査会開催を担当する。

3 今後に向けて

- ・各地区で優れた実践をされた先生、国語を研究し優れた成果を上げている学校など、今日的な課題に取り組まれている方に、実践発表を依頼する。
- ・研究部より、国や県の動向を踏まえた具体的な実践方法を提案し、全部員がテーマに沿って学び合える場をつくる。また、ホームページに様々な実践を掲載していく。
- ・ホームページに理事会、代議員会の資料や協議会の実践提案資料、連絡事項を掲載していく。

令和4年度 小学校国語科研究部会研究構想

岐阜県小学校国語科研究部会の立場・役割

言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、日常生活で生きてはたらき、各教科の学習の基盤ともなる言語能力を高めていくことを目標として、県内の国語科学習について研究の方向を示す。

現状と今後の方向

児童が主体的に学ぶ国語科学習を目指して、児童が目的をもって「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」ができる言語活動を、単元を通して位置付けて実践してきた。このことにより、児童が課題解決に向けて言語能力を高めようと学ぶ姿が増えてきた。

今後は、児童が「言葉による見方・考え方」を働かせ、言語活動を通して、付けたい力を確実に身に付けることができるように研究実践を行っていきたい。

成果と課題（全国学力・学習状況調査、県の学力・学習状況調査の結果から）

- 文章の要旨を捉えたり、優れた叙述に着目したりしながら、自分の考えをまとめる力が高まってきている。
- 目的や意図に応じて、文章全体の構成を考えたり、描写に着目して読んだりする力が高まりつつある。
- 依然として、漢字や言葉の意味などの定着に弱さが見られる。特に、漢字の扱い方や意味のとらえ、言葉の言い換えについて弱さがみられる。
- 目的に応じて文章の内容を押さえ、自分の考えを明確にしながらか読み力、及び自分の考えを書き表す力に弱さが見られる。

研究テーマ

生きてはたらく言語能力を高める国語科学習
—楽しくて、力がつく言語活動の工夫—

研究調査委員会

「話すこと・聞くこと」部会

「書くこと」部会

「読むこと」部会

「言葉」部会

研究視点

(1) 単元について	(2) 単位時間の学習過程について	(3) 国語科の学び方を身につける学習集団づくりについて
①単元で付けたい力に即した言語活動の工夫 ②単元を通して、課題意識の連続性がある言語活動の位置付け ③言語活動を通して、児童に付けたい力を付ける単元構成の工夫	①単位時間の付けたい力を明確にした展開の工夫 ②本時の付けたい力に迫るための有効な指導方法、指導・援助の工夫 ③児童が、自己の高まりを自覚できたり、言語の主体的な使い手として自信を付けたりする終末の工夫	【例】 ○発達の段階に応じた学び方の工夫（話し方、聞き方、話し合いの仕方 など） ○学校独自の取組の工夫（漢字検定、ことわざ検定、帯学習の工夫 など） ○国語科の学習を支える家庭学習の工夫 など

日時	第1回理事会	第1回代議員会	研究協議会 (西濃地区)	第2回理事会	第3回理事会
日時	6月17日(金) 午後	6月17日(金) 午後	8月19日(金) 午前	11月下旬 午後	12月上旬 午後
場所	岐阜市中央青少年会館	岐阜市中央青少年会館	安田川小学校	鏡島小学校(仮)	岐阜市立長良西小学校
参加者	役員・理事	役員・理事・代議員	役員・理事・代議員・部員	会長・役員・理事	会長・役員・理事
内容	1 開会の言葉 2 会長挨拶 3 議事 ① 役員承認 ② 令和3年度 ・事業報告 ・決算報告 ③ 令和4年度 ・事業計画 ・予算審議 ・年間運営計画 ・運営の重点 ④ 本年度 ・研究協議会(西濃地区) について ⑤ 次年度 ・研究協議会(東濃地区) について ⑥岐阜県小学校作文コン クールについて 4 その他	1 開会の言葉 2 会長挨拶 3 議事 ③ 役員承認 ④ 令和3年度 ・事業報告 ・決算報告 ⑥ 令和4年度 ・事業計画 ・予算審議 ・年間運営計画 ・運営の重点 ⑦ 本年度 ・研究協議会(西濃地区) について ⑧ 次年度 ・研究協議会(東濃地区) について ⑥岐阜県小学校作文コン クールについて 4 講話 県教育委員会学校支援課 課長補佐 加藤尚子 様 5 その他	1 開会 2 研究密提案 3 研究密附随者提案 4 講話 5 閉会	1 開会の言葉 2 会長挨拶 3 議事 ① 研究協議会(西濃地 区)の反省 ② 研究協議会(東濃地 区)について ③ 「岐阜県国語研究 6 5」の取組について ④岐阜県小学校作文コン クールについて ・応募状況 ・審査概要説明 4 その他	1 開会の言葉 2 審査について 3 作文審査 4 審査審判付成
				1 開会の言葉 2 会長挨拶 3 議事 ① 令和4年度 ・事業報告 ・決算報告 ⑤ 令和5年度 ・事業計画 ・予算審議 ⑥ 令和5年度 研究協議会(東濃地区) について ⑦ 令和5年度以降の 協議会について ⑤来年度への引き継ぎ事項 ⑥岐阜県小学校作文コン クールの反省 4 その他	子どもの作文コンクール審査会 2月上旬 午後 鏡島小学校(仮) 会長・役員・理事 1 開会の言葉 2 審査について 3 作文審査 4 審査審判付成

県小国研では、活動の中核として夏の「協議会」と「子どもの作文コンクール」[HP]により情報や実践を県下に発信]に最重点をおきます。各代議員の先生方におかれましては、ぜひともそれぞれの郡市内で精力的に呼びかけをしていただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

来年度への引き継ぎのため、理事・代議員が資料を熟読し、期日までに来年度の役員を主務まで報告する。(4月上旬締め切り)

令和4年6月17日

令和4年度 岐阜県西濃地区小学校国語科研究部会研究協議会のご案内（開催要項）

- 主催 岐阜県小中学校教育研究会小学校国語科研究部会
- 共催 安八町教育委員会
- 日時 令和4年8月19日（金） 9:00～11:40
- 会場 安八町立牧小学校
〒503-0111 岐阜県安八町牧2927
Tel 0584-64-3257

【岐阜県小学校国語科研究部会 研究テーマ】

生きてはたらく言語能力を高める国語科学習 —楽しくて、力がつく言語活動の工夫—

(日程)9:00	9:20	9:50	10:20	10:30	10:50	11:20	11:40
受付	開会	高学年 中学年 低学年 実践提案	休憩	質疑・応答	講評	閉会	

- ・ご不明な点につきましては、事務局（岐阜小学校 湯浅）までお問い合わせください。
- ・駐車場の数に限りがありますので、乗り合わせで来ていただけるとありがたいです。
- ・会場の規模、感染防止の観点から、本年度は、西濃地区の先生方は来校していただき、他地区の先生方は zoom での参加をお願いします。（ただし、参加人数が限られているため各学校1回線での参加が望ましい。）
- ・詳細やミーティング ID とパスワードは後日メールにて各学校に連絡します。ご確認ください。（7月末頃予定）
- ・協議会の提案資料はホームページに掲載する予定です。

事務局 岐阜市大工町1番地
岐阜市立岐阜小学校
〒500-8038 電話(058)265-6388
FAX(058)265-6389
e-mail gisyo01@gifu-e.gifu-gif.ed.jp
担当 湯浅 創

「岐阜県小学校国語科研究部会ホームページ」gifu-shoukokuken.com

キ リ ト リ セ ン

	氏名	郡・市	学 校 名	参加方法
1			小学校	来校 ・ ZOOM
2			小学校	来校 ・ ZOOM
3			小学校	来校 ・ ZOOM
4			小学校	来校 ・ ZOOM
			Zoom の回線数	回線

参加締め切りは、7月8日（金）

今後の研究協議会の見通し

H10	H11	H12	H13	H14	H15
東濃	飛騨	可茂	美濃	岐阜	西濃
研究協議会 (多治見市)	地区大会 (益田郡)	研究協議会 (加茂郡)	研究協議会 (関市)	県大会 (岐阜市)	研究協議会 (養老町)
長良東	長良西	附属	長良	長良西	加納

H16	H17	H18	H19	H20	H21
東濃	飛騨	可茂	美濃	岐阜	西濃
研究協議会 (瑞浪市)	地区大会 (高山市)	研究協議会 (美濃加茂市)	研究協議会 (関市)	県大会 (各務原市)	研究協議会 (大垣市)
長良東	長良西	加納	附属	長良	加納

H22	H23	H24	H25	H26	H27
東濃	可茂	飛騨	美濃	岐阜	西濃
研究協議会 (多治見市)	県大会 (可児市)	研究協議会 (飛騨市)	研究協議会 (郡上市)	県大会 (本巣市)	研究協議会 (海津市)
長良東	長良	附属	長良東	長良西	加納

H28	H29	H30	H31	R3	R4
東濃	可茂	飛騨	美濃	岐阜	西濃
研究協議会 (土岐市)	県大会 (加茂郡)	研究協議会 (下呂市)	研究協議会 (関市)	県大会 (瑞穂市)	研究協議会 (安八郡)
長良	長良	附属	附属		

R5	R6	R7	R8	R9	R10
東濃	可茂・美濃	飛騨	岐阜	西濃	東農
研究協議会 (中津川市)	県大会 (美濃加茂市)	研究協議会 (高山市)	研究協議会 (岐阜市)	県大会 (大垣市)	研究協議会 (瑞浪市)

・昨年度、地区を6地区から5地区とすることで、どの地区にも県大会を開催していただき、県内で国語の研究を共に進めていきたいと考えました。現在のそれぞれの地区の学校数は以下の通りです。

- ・岐阜地区：105校・西濃地区：76校・美濃地区：44校
- ・可茂地区：40校・東農地区：60校・飛騨地区：36校

学校数や地区の距離などを考慮し、美濃地区と可茂地区を合同として5地区で今後の協議会、県大会の輪番を決めていきたいと思えます。学校数が少ない飛騨地区については、事務局が協力をさせていただき運営をしていきたいと思えます。

次年度以降の研究会について

昨年度の理事会にて承認いただいた内容を令和4年度より実施していきます。会場の担当地区、郡市町の先生方で、テーマや提案者を決めていただき準備を進めていただきたいと思います。

- ・日程を午前のみに行う。
- ・担当地区（6事務所単位）の小学校を中心に行う。
- ・提案の数を減らす。

※これまでは、各学年の領域ごとで行ってきたが、提案は、「低・中・高学年の実践」として、領域にこだわらずに、それぞれの地区で行っているテーマを基に実践を提案する。

次年度

令和5年度（2023年）

東濃地区研究協議会（中津川市を中心に）

*期 日 令和5年 8月 日（ ） 統一研修日

*会 場

令和6年度（2024年）

可茂・美濃地区研究協議会 県大会（美濃加茂市）

*期 日 令和6年 8月 日（ ） 統一研修日

*会 場

令和7年度（2025年）

飛騨地区研究協議会（高山市）

*期 日 令和7年 8月 日（ ） 統一研修日

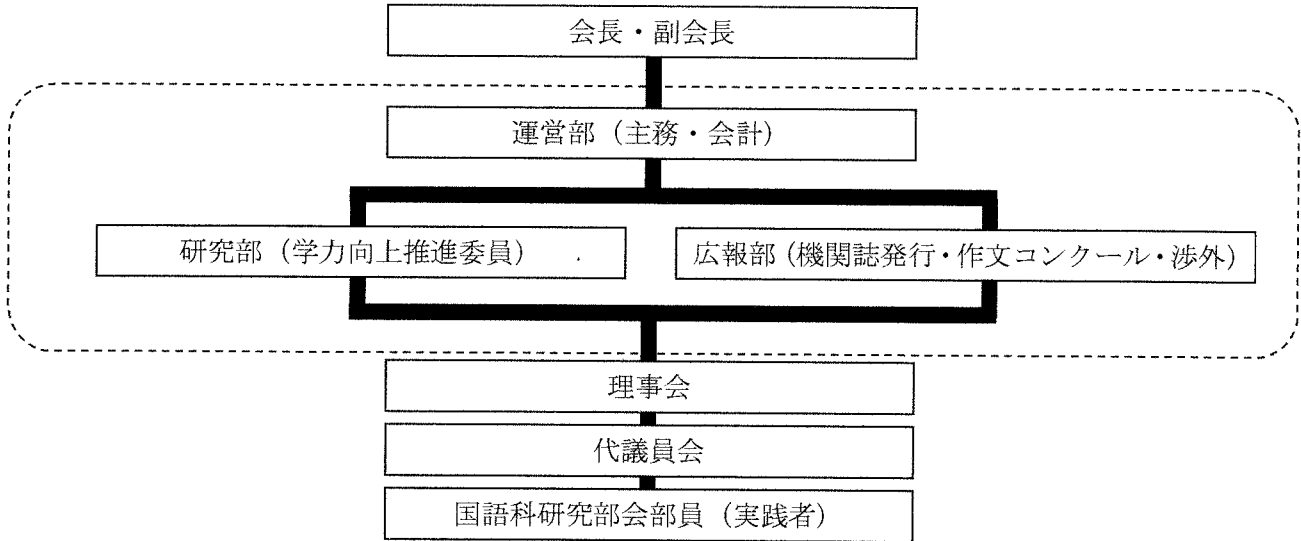
*会 場

令和5年度東濃地区研究協議会（中津川市）については、担当地区で低・中・高学年の提案者を決めていただくこととなりますのでよろしくお願ひします。（提案者は来年度の理事・代議員の選出と同時期に報告していただきますが、実践していただく関係上、今年度の実践になることも考えられるので、できるだけ早く決めていただけるとよいです。）

運営組織について

学習指導要領の流れや、国語科教育の今日的な課題に、より敏感に対応した研究を進めていくために、より効果的な組織の運営を図ることを目的として、事務局の組織や、協議会の在り方を以下のようにしています。

運営組織



(1) 運営組織の役割

- ・運営部…主務は、小国研の事務的な運営を行う。
会計は、小国研の運営、出張旅費、機関誌発行等に関わる会計を担当する。
補佐は、次年度の担当予定者が行う。
- ・研究部…学力向上推進委員会に出席し、県の動向を踏まえた国語の研究・実践の方向を協議、提案する。
また、提案者の相談役として助言を行う。
- ・広報部…広報部長は、協議会での提案者、外部講師の選定及び依頼を担当する。
機関誌発行担当は、「岐阜国語」の原稿依頼、編集、印刷を担当する。
作文コンクール担当は、作文コンクールの広報、作品管理、審査会開催を担当する。

(2) 研究調査委員会について

- ・研究調査委員を委嘱した先生方で、委員会を構成する。
- ・研究調査委員の先生方に、西濃地区研究協議会で成果を発表していただく。
- ・事務局を通して、研究内容を交流するとともに、研究のまとめ方や発表の仕方についてなどについて確かめ、研究調査内容の明確化をはかる。

(3) 研究の成果を広く県下の会員に知らせる機関誌

「岐阜国語研究 No.65」の編集と発行

- ・機関誌編集委員会を組織し、西濃地区研究協議会の内容をまとめる。
- ・編集会議はもたないが、研究調査内容が明確になるように原稿の執筆の仕方を工夫し、事務局広報部より各担当者へ依頼する。

機関誌「岐阜国語研究」No. 65 編集・刊行について

1 編集の趣旨

県内の国語科教育の研究成果を収録し、国語科教育の発展に生きてはたらくものとする。研究協議会等の成果をまとめ、県下全員に配布し、日々の授業実践に生かす。

2 本年度の編集方針

- ◎ 作文コンクール・研究部提案を中心に編集していく。
 - ・各学年部・領域の提案を中心に編集する。
- ◎ 各学年、各領域における実践提案
- ◎ 特別寄稿
 - ・内容未定（岐阜県教育委員会学校支援課課長補佐 様）

3 編集計画

2022年 6月	機関誌についての提案（理事会・代議員会）
↓	
2022年 8月	実践提案者の方からの原稿の編集
↓	
2022年 12月中旬	事務局にて編集完了
↓	
2022年 12月下旬	印刷所へ
↓	
2023年 1月中旬	校正完了
↓	
2023年 2月上旬	印刷完了
↓	
2023年 2月中旬	配布

4 本年度の編集概略

内 容	ペ ー ジ	執 筆 者
①巻頭言	P. 1～2	部会長
②目 次	P. 3	事務局
③特別寄稿	P. 4～7	岐阜県教育委員会学校支援課課長補佐様
④実践提案	P. 8～	提案していただく先生方
⑤岐阜県小学校作文コンクール	P. ～	機関誌編集委員会・広報部
⑥編集後記	P.	事務局 広報部

各郡市町の代議員の先生方へ国語部員数送らせていただきますので、メール便等で渡していただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

岐阜県小中学校教育研究会 小学校国語科研究部会会則

第1章 総則

- 名称 第1条 この会は、岐阜県小中学校教育研究会小学校国語科研究部会（略称 小国部会）という。
- 事務局 第2条 この会の事務局は、会長の委嘱により会員校が当番制により受け持つ。
- 目的 第3条 この会は、小学校の国語科教育に関する研究を進め、もって本県の国語科教育の振興を図ることを目的とする。
- 事業 第4条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 国語科教育の研究ならびに研修にかかわること。
 - 2 会員相互の連絡・協調にかかわること。
 - 3 その他、目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

- 構成 第5条 この会は、岐阜県国公立小学校の職員のうち、この会に所属を希望する者をもって主たる構成員とする。
- 支部 第6条 この会は、郡市単位に支部を置く。
- | | | |
|----------|-------------|------------|
| 1 岐阜市支部 | 1 1 養老郡支部 | 2 1 可児郡支部 |
| 2 羽島市支部 | 1 2 不破郡支部 | 2 2 多治見市支部 |
| 3 各務原市支部 | 1 3 安八郡支部 | 2 3 土岐市支部 |
| 4 山県市支部 | 1 4 揖斐郡支部 | 2 4 瑞浪市支部 |
| 5 瑞穂市支部 | 1 5 関市支部 | 2 5 恵那市支部 |
| 6 本巣市支部 | 1 6 美濃市支部 | 2 6 中津川市支部 |
| 7 羽島郡支部 | 1 7 郡上市支部 | 2 7 高山市郡支部 |
| 8 本巣郡支部 | 1 8 美濃加茂市支部 | 2 8 下呂市支部 |
| 9 大垣市支部 | 1 9 可児市支部 | 2 9 飛騨市支部 |
| 10 海津市支部 | 2 0 加茂郡支部 | |
- 地区 第7条 前項の支部を統合する地区を設けることができる。
- 1 岐阜地区（1～8の支部）
 - 2 西濃地区（9～14の支部）
 - 3 美濃地区（15～17の支部）
 - 4 可茂地区（18～21の支部）
 - 5 東濃地区（22～26の支部）
 - 6 飛騨地区（27～29の支部）

第3章 役員

役員 第8条	この会には、次の役員をおき理事会を設ける。
会長	1名
副会長	3～4名
理事	17名
評議員	1名
監事	若干名
事務局員	若干名

役員を選出

- 第9条 この会の役員は、会員のうちから選出する。
- 1 会長・副会長は、会員学校長の中から理事会で選出する。
 - 2 副会長のうち2名は、当該年度協議会（または地区大会）開催地および次年度の協議会（または地区大会）開催地から選出する。
 - 3 理事・評議員・監事は、会長が委嘱する。
 - 4 事務局は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 第10条 この会の役員は、以下に述べる任務に当たる。
- 1 会長は会務を総括し、この会を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 理事会は、小国部会の管理運営に関する会務を担当する。
 - 4 評議員は、小国部会を代表し、評議員会に参加する。
 - 5 監事は、この会の会務および会計を監査する。

役員任期

- 第11条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

事務局 第12条 事務局には、主務者および書記・会計若干名をおく。

第13条 事務局は、会計の命を受け事務処理をする。

第4章 機関

理事会

第14条 この会に、理事会・代議員会をおく。

第15条 理事会は、この会の執行機関であって、会長・副会長・理事および監事で構成し、会則ならびに代議員会を経た会務を処理する。

代議員会

第16条 代議員会は、各支部から選出された代議員および理事会役員によって構成する。年度ごとに必要に応じ会長が召集する。

第17条 代議員会はつぎの事項について審議する。

- 1 会則およびそれにもとづく諸規定の制定，ならびに改廃に関すること。
- 2 予算の審議および決算の承認に関すること。
- 3 役員 of 承認に関すること。
- 4 事業・運営の基本方針に関すること。
- 5 その他，会の運営に関すること。

第5章 委 任

委任事項

第18条 この会の事業について，部会支部ならびに地区に委任執行させることができる。委任権者は部会長，受任権者はこの会の支部または地区の代表とする。

第6章 会 計

経 理

第19条 この会の経費は，会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。

会計年度

第20条 この会の経費は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

- ※ 附 則
- 1 予算執行については，岐阜県小中学校教育研究会の準則に準じるが，具体的な面では，理事会・代議員会に諮るものとする。
 - 2 この会則は，昭和54年4月1日から発効する。